

## 「平和主義」の内実あるのか

23日に始まった通常国会の施政方針演説で、岸田首相は「防衛力の抜本的強化を具体化した」と、昨年末に閣議決定した安保3文書の施策を言及。とりわけ敵基地攻撃能力(反撃能力)保有を、「安全保障政策の大転換だ」などと強調した。戦後日本の安全保障政策を大きく転換して、大軍拡を進める安保関連3文書、なかでも敵基地攻撃能力について、東京新聞22日「時代を読む」宇野重規・東京大学教授の論稿を抜粋して紹介。

「平和国家」のアイデンティティを保持してきた戦後日本のあり方を変えるには、不明な点が多いと言わざるをえない。

第1に、3文書では「専守防衛」の基本方針は不変としているが、それは本当だろうか。なるほど「反撃能力」とは、弾道ミサイル等の攻撃が行われた場合に、「やむを得ない必要最小限度の自衛の措置」として、有効な反撃を加える能力を指すという。有効な「反撃能力」を持つことこそが、「相手からのさらなる武力攻撃を防ぐ」とも述べられている。それゆえに、そのような能力は自衛の範囲に入るという論理である。

しかしながら、問題は、日本に対する攻撃がいつ発生したかの判断である。この場合の攻撃の発生とは、日本において被害が生じた時点を指すのではない。相手国が攻撃に着手した時が武力攻撃の発生とされる。とはいえ、いつミサイルの発射に「着手」したと言えるのか、その判断には困難がつきまとう。場合によっては、「着手」と誤解して「反撃能力」を行使してしまう危険性もあるだろう。それでも「専守防衛」に変更はないと言えるのか、やはり疑問が残る。

第2に、日本がどの程度の防衛力を持てば、相手国に「力による一方的な現状変更は困難であると認識させる」ことができるのだろうか。言うまでもなく、防衛とは相手のある話である。双方が互いに相手を抑止しようとするとき、競争には往々にして歯止めがかからなくなる。はたして無限の軍拡競争を食い止める方策はあるのか。適切な防衛力を判断するための合理的な基準は存在するのだろうか。

当然のことながら、防衛力の増強だけが相手に攻撃を思いとどまらせるわけではない。外交による信頼の醸成や、経済関係の強化もまた重要な攻撃抑止の手段となる。防衛力の強化が、それ以外の抑止手段の妨げとなることもあるはずだ。力による現状変更を何としても阻止すべきであることは当然だが、そのための戦略はあくまで総合的でなければならない。

戦後日本は、平和を維持するために、自らに高い理念と基準を課してきた。そのことを誇りとし、未来を考える基準をともしてきた。「積極的平和主義」を掲げる3文書が、はたして平和主義と言えるだけの内実を伴っているかが問われている。

(2023年1月28日)